

各私立幼稚園設置者 様

栃木県保健福祉部こども政策課長

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う幼稚園の対応について（依頼）

日頃から県の子ども・子育て支援に係る行政の推進に御協力を賜り感謝申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2(2020)年5月14日の国の緊急事態宣言の区域変更により、本県は緊急事態措置を実施すべき地区から除かれました。これを受けて、今後の対応について、別添のとおり定めましたのでお知らせします。

なお、令和2年5月14日付けで、文部科学省から「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改訂について」通知がありましたので送付します。

つきましては、通知の内容等に御留意の上、下記のとおり適切に御対応くださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 幼稚園の再開及び感染予防について

引き続き、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に教育活動を再開し、児童が学ぶことができる環境作りをお願いいたします。

##### ○ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月14日変更）」

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryoku/kihon\\_h\\_0514.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_h_0514.pdf)

なお、学校の取扱いに係る記載は、本方針の5月4日付け改定の内容から変更ありません。

##### ○ （参考）【文部科学省5月13日付け事務連絡】

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について（5月13日時点）」

[https://www.mext.go.jp/content/202000513-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/202000513-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf)

#### 2 再開時における登園時の安全確保について

引き続き、分散登園や登園日の設定を行う場合は、登園時間を分散するなど、登降園時に校門や玄関口等での密集が起らないようにしてください。

また、従来の交通安全教育を伝えつつ、特に、登園に不慣れな新入園児の安全に十分注意するなど、引き続き児童の安全確保に取り組んでいただきますようお願いいたします。

##### ○ 別添【文部科学省5月15日付け事務連絡】

「学校教育活動再開時における登下校時の安全確保について」